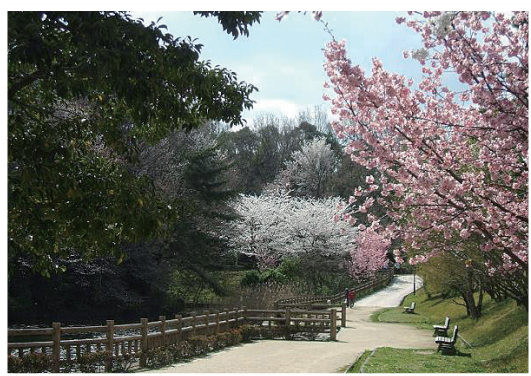




環境共生都市 岡崎





第 1 章

岡崎市の環境基本計画とは ～計画の基本的考え方～

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 計画の位置づけ
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 対象とする範囲（計画の対象範囲）
- 第 5 節 計画の基本方針

第1節．計画の目的

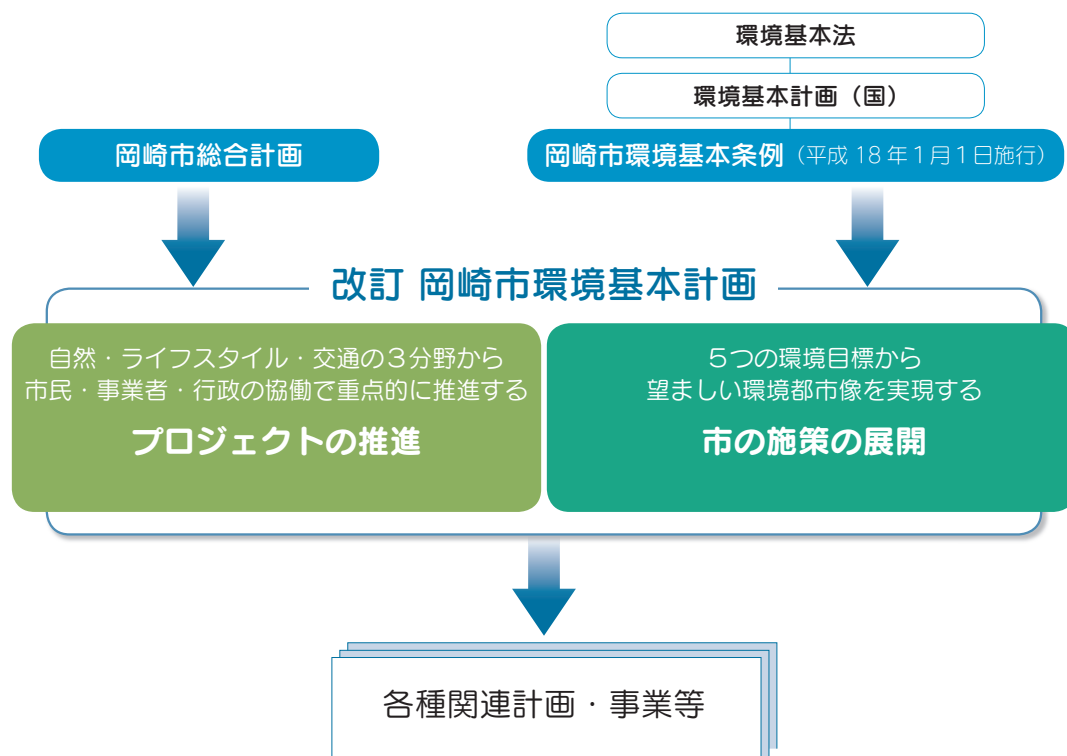
私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しています。一方で、こうした環境を守り、育み、将来世代へ引き継ぐ責務を担っています。

岡崎市環境基本計画は、本市のかけがえのない地域の自然環境と特性を活かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要な環境将来像（ビジョン）や環境施策（市の施策及び市民協働プロジェクト）を定め、市民や事業者、市がパートナーシップ（協働）を形成しながら環境政策を推進することを目的としています。

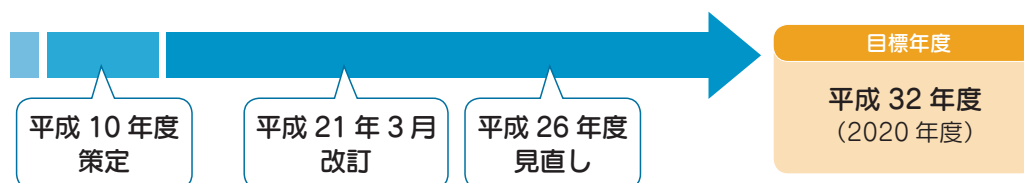
第2節．計画の位置づけ

岡崎市環境基本計画は、岡崎市基本構想を踏まえ岡崎市総合計画を環境面から補完しながら、市の将来環境について長期的、総合的な施策と行動を策定する環境面での総合計画として位置づけ、岡崎市環境基本条例第10条に基づき策定しています。

市の将来環境を形成していく環境施策の基本となる計画であることから、環境に影響を及ぼす各種計画及び施策を立案・実施するにあたっては、本計画との整合を図るものとします。



第3節．計画の期間



なお、市民協働プロジェクトについては施策・事業の進捗状況により、随時必要な見直しを行います。また、計画全体についても、社会情勢の変化、科学技術の進展、環境問題の変化などが生じることが想定されることから、概ね6年後に必要な見直しの検討を行います。

第4節．対象とする範囲（計画の対象範囲）

○地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野にいます。

○推進主体の範囲

市 民	市内に在住、在勤、在学する方（市民活動団体等含む）
事業者	市内で事業活動を行っている企業や組合、自営業者
行 政	プロジェクトでは、本市のみならず、県や国とも調整

○対象とする範囲

自然環境

生物種やその生息・生育環境の保全を目的に、地象、水象、動植物に関する環境要素を対象とします。

- 野生動植物、河川（水辺）、農地、森林等

生活環境

健全な生活環境の形成を目的に、大気や水質など主に生活に関する環境要素を対象とします。

- 廃棄物、化学物質、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水汚染等

快適環境

快適な生活空間の形成を目的に、歴史的資産、景観等に関する環境要素を対象とします。

- 景観、歴史、文化的環境等

地球環境

地球環境問題への取り組みを検討していくことを目的に、資源エネルギーやリサイクル等に関する環境要素を対象とします。

- 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、世界の森林の減少等

本計画は、上記の環境分野を総合的にとらえるとともに、市民、事業者、行政が連携して、環境保全と創造を推進するため、環境教育、環境学習、環境保全活動等も環境分野と捉えます。

第5節．計画の基本方針

岡崎市環境基本計画では、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境について考え、環境保全や環境にやさしいライフスタイルの実践と環境との共生を実現していくために、環境基本計画の方針を次のように定めています。



市民、事業者、市が一体となり、
良好な環境を将来に継承する。



市民、事業者、市が一体となり、
環境にやさしいライフスタイルを
確立する。



なお、本計画の理念等については、平成18年1月1日に施行された岡崎市環境基本条例（本計画書80ページ～）に沿っています。

